

令和6年第4回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和6年12月2日

令和6年第4回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「農地の利活用に関する地域計画の策定について」で
ございます。

村では、これまで地域農業の将来の在り方を「人・農地プラン」として定め、農業委員会と共に、人と農地をつなぐ取り組みとして推進してまいりましたが、全国的にも高齢化による農業者の減少や耕作放棄地の拡大など、地域の農地が適正に利用されなくなる懸念が高まる中、農地の集積・集約化の取り組みを加速化することが喫緊の課題となっております。

そのような中、国では令和4年に農業経営基盤促進法等を改正し、市町村は地域の話し合いに基づき、地域農業の将来の在り方と農地ひと筆ごとの耕作者を計画する目標地図をまとめた「地域計画」を策定することとなりました。

令和5年度については、村内を5つのエリアに分け、各エリア2回ずつの座談会を行い、課題や問題点を整理しながら改善案及び農地の集積・集約化に向けた協議を続けてまいりました。また、今年度は担い手ミーティングと4回の座談会を開催するとともに、座談会実施後の農業者の意向調査及び意見聴取を行ってまいり

ました。現在、令和7年3月末の計画策定に向けて、計画案に対するパブリックコメントを実施しておりますが、将来の農地利活用の姿を明確化した「地域計画」を地域の農業を盛り上げる指針として、“これまで守ってきた農地を将来にわたって守るべき農地として着実に活用し、次の世代に引き継いでいく”ため、農業者だけでなく、幅広い関係者と連携しながら、地域が一体となって本村農業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、「庁舎窓口と執務エリアの一体的な改革について」で
ございます。

村では、総合計画に掲げた「新しい役場への転換」の具現化を図るため、令和2年に策定した「とうかいまるごとデジタル化構想」に基づき、デジタル技術も活用しながら住民サービスの向上、職員の働き方や業務改革、意識改革を一体的に進めているところですが、この中で、現在、庁舎1階を始めとする窓口と、職員の執務室を同時並行で再整備する「二つのアクションプラン」の策定に取り組んでおります。

“役場の顔”と言われる窓口は、住民票の発行など様々な手続きや相談が行われる場であり、効率的で利便性の高い窓口サービスが求められることから、10月に窓口改革の基本的な考え方となる「窓口改革基本方針」を定めたところでございます。

一方で、執務室は、今年3月に基本方針を定めたところですが、狭隘化や部署間の連携、業務に応じた多様な働き方、さらには情報セキュリティへの対応など、物理的な面での抜本的な改革が必要となっており、この「窓口」と「執務室」は連動していますので、合わせて見直すことで最大限の効果を発揮すると考えております。

本村のDXの取り組みは、行政手続きのDX化やBPRをはじめとする業務改革、主に高齢者向けのデジタルディバイド対策など、これまで数多くの自治体や市町村議会から視察を受け、高い評価をいただいておりますが、新たな政策課題や複雑・多様化する行政ニーズへの対応などが求められる中、改革の歩みを緩めることなく、前進させていく必要があります。

今回の改革は、「窓口サービスの向上、庁舎の利便性向上と、職員の執務環境の向上」を連動させて取組む、30年ぶりの抜本的な大改革でありますので、職員に負担がかかりますが、実現に向け全庁一丸となって着実に進めてまいりたいと考えております。

最後に、「今後の公共施設の在り方について」でございます。

現在、村では多くの公共施設を管理運営しておりますが、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化等に伴い、施設マネジメントの推進に際しては新たな維持管理手法の導入や、既存の枠組みにとらわれない形で公共施設の在り方を検討し、具体的なアクションへつなげていくことが求められております。

取り分け、公共施設の維持管理手法といたしましては、多くの施設が老朽化を迎えていく中、限られた財源で効果的なメンテナンスを行いながら長寿命化を図っていくことが必要となります。そのため、村では、予防保全型のメンテナンスや施設データの見える化を推進するべく、民間事業者のノウハウを活用した「包括管理業務委託」の導入に向けた取り組みを進めているところでございます。当該事業につきましては、今年8月に公募型プロポーザルにより委託事業者の優先交渉権者を選定し、契約締結に向けた詳細協議を行っているところでございますので、今後も各種保守点検や修繕業務を行っていただく関係事業者の皆さまとも連携しながら、令和7年度当初からの業務開始に向けた準備を進めてまいります。

一方で、公共施設の在り方につきましては、これまでの貸館を中心とした利用以外の活用可能性や、住民が求める公共施設の機能などを把握・検討するため、今年度の村政懇談会では「コミュニティセンターの在り方」をテーマに、自治会を中心とした参加者と、グループワーク型式の意見交換を実施いたしました。村といたしましては、皆さまからのご意見を可能な限りフォローアップすることで、住民サービスの向上につなげていくことが重要であると考えておりますので、今後は、地域活動の拠点であるコミュニティセンターでの取り組みを先行的に検討し、既存の施設を最大限活用するための方針を全庁的に整理してまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第20号 寄附の受入れにつきましては、明治安田生命保険相互会社水戸支社 支社長 ^{なかひら やすひろ} 中平 泰弘 氏から、地域貢献のため、25万2,700円の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。